

# 山梨県公報

第百七十八号

令和三年

三月二十九日

月 曜 日

## 目次

### 告示

- 山梨県土地利用基本計画の変更……………一三九
- 特定公立病院等の指定の一部改正……………一三九
- 山梨県社会福祉村と総称する件の一部を改正する告示……………一四〇
- 山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………一四〇
- 保安林の指定の予定(二件)……………一四〇
- 道路の区域変更(三件)……………一四一
- 道路の供用開始……………一四二
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………一四二
- 落札者の決定について……………一四二
- 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法……………一四三
- 公安委員会
- 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………一四三
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一四四
- その他
- 山梨県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する告示……………一四五
- 一般競争入札について……………一四六
- 県営住宅等の管理の代行について……………一四七

## 告示

### 山梨県告示第百十二号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次の

おり公表する。その関係図書は、山梨県リニア交通局地域創生・人口対策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 変更に係る事項 山梨県土地利用基本計画の計画図の変更

二 変更内容 計画図の変更

1 忍野村における森林地域の縮小

2 甲斐市における森林地域の縮小

3 北杜市における森林地域の縮小

### 山梨県告示第百十三号

特定公立病院等の指定(令和二年山梨県告示第百二十三号)の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

表を次のように改める。

名称	所在地	備考
山梨病院	甲府市朝日三丁目十一番十六号	専門研修基幹施設及び連携施設
甲府城南病院	甲府市上町七百五十三番地一	専門研修基幹施設及び連携施設
甲府脳神経外科病院	甲府市酒折一丁目十六番十八号	専門研修基幹施設及び連携施設
住吉病院	甲府市住吉四丁目十番三十二号	専門研修基幹施設及び連携施設
HANAZONO ホスピタル	甲府市和田町二千九百六十八番地	専門研修基幹施設及び連携施設

富士川病院	富士川町鯉沢三百四十番地	専門研修基幹施設及び連携施設並
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地	専門研修基幹施設及び連携施設
笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四十七番地一	専門研修基幹施設及び連携施設並びに災害拠点病院
塩山市民病院	甲州市塩山西広門田四百三十三番地一	専門研修基幹施設及び連携施設
山梨厚生病院	山梨市落合八百六十番地	専門研修基幹施設及び連携施設並びに災害拠点病院
日下部記念病院	山梨市上神内川千三百六十三番地	専門研修基幹施設及び連携施設
加納岩総合病院	山梨市上神内川千三百九番地	専門研修基幹施設及び連携施設
白根徳洲会病院	南アルプス市西野二千二百九十四番地二	専門研修基幹施設及び連携施設並びに災害拠点病院
巨摩共立病院	南アルプス市桃園三百四十番地	専門研修基幹施設及び連携施設
峡西病院	南アルプス市下宮地四百二十一番地	専門研修基幹施設及び連携施設
恵信葦崎相互病院	葦崎市一ツ谷千八百六十五番地一	専門研修基幹施設及び連携施設
葦崎東ヶ丘病院	葦崎市穂坂町宮久保千二百十六番地	専門研修基幹施設及び連携施設

身延山病院	身延町梅平二千四百八十三番地百六十七	びに災害拠点病院
		専門研修基幹施設及び連携施設

**山梨県告示第百十四号**  
 山梨県社会福祉村と総称する件（昭和五十一年山梨県告示第三百四十二号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。  
 令和三年三月二十九日  
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

五及び六を削り、七を五とし、八から十一までを六から九までとする。  
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県告示第百十五号**  
 山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。  
 令和三年三月二十九日  
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

1(1)の表を削り、1(2)の表を1(1)の表とする。  
 2(1)の表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部金属組織観察の款を削る。

**山梨県告示第百十六号**  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
 令和三年三月二十九日  
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 大月市大月町駒橋字宮原一〇九〇、一〇九一、一〇九二の一、大月町大月字林室山四四一の一、四四二から四四六まで、四四六の内一、四四九の乙
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 大月町駒橋字宮原一〇九一・大月町大月字林室山四四一の一・四四二・四四三・四四六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、大月町駒橋字宮原一〇九〇

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 大月市賑岡町奥山字宮沢八四五、八四八、八四九、八五二の丙、八五三、八五四の二、八六七の一、八六九、八七〇の一、八七〇の二、八七一から八七四まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字宮沢八四八・八五四の二・八六七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第百十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲州市塩山上於曾字梅ノ木一五三八番三地 先から 甲州市塩山下粟生野字中田前七四七番一地 先まで	旧	四・一 二〇・六	八〇五・四
	新	一〇・二 五二・五	七八四・五

四 区域変更の期日 令和三年四月一日

**山梨県告示第百十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧		
	新		

北都留郡小菅村字川久保向六〇六一番九地 先から	旧	一三・五 一八・〇	三六・七
北都留郡小菅村字川久保向六〇六一番八地 先まで	新	一四・三 一九・六	三六・七

山梨県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区間 上野原市西原字宮原五五二一番四地先から 上野原市西原字宮原五五一九番七地先まで	旧新 の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	二四・六 二八・三	四五・三
新	二七・一 三二・一	四五・三	

山梨県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十九日

道路の 種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷富 士川線	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目 字沢ノ戸四〇三五番六地先から 南巨摩郡富士川町駅前通二丁目 字沢ノ戸九番一五地先まで	六〇・〇	令和三年三 月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百二十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の 種類	路線名	区間
県道	甲府南アル プス線	甲斐市西八幡字御岳道下一六一五番六地先から 甲斐市西八幡字西冷間一九三四番一地先まで

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
  - (一) 名称 山梨県庁本館等及び構内清掃業務
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
  - (一) 名称 山梨県総務部財産管理課
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年三月四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
  - (一) 名称 株式会社富士美建
  - (二) 住所 山梨県都留市十日市場三番地 堀口アパート第一一十五号
- 五 落札金額 一億一千万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年一月二十一日

● 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道甲斐中央線	甲斐市富竹新田字上北裏三三七番二地先から 甲斐市竜王字踊河原三三四三番五地先まで

- 二 指定する期日 令和三年四月一日
- 三 通行方法 一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
- 1 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物

が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上かつ縦寸法〇・一二メートル以上又は横寸法〇・一二メートル以上かつ縦寸法〇・二三メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第四号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表に次のように加える。

八十九 主要地方道甲斐中央線	山梨県甲斐市富竹新田字上北裏三三七番二先から山梨県甲斐市竜王字踊河原三、三四三番五先まで
九十 甲斐市道四六〇号	山梨県甲斐市竜王新町字元免許三四二番一先から山梨県甲斐市竜王新町字東裏四六四番五先まで
九十一 南アルプス市道一九三号	山梨県南アルプス市野牛島字横堰下一、四六九番一先から山梨県南アルプス市野牛島字居村一、八四五番九七先まで
九十二 市川三郷町道二一四号	山梨県西八代郡市川三郷町大塚字上河原四〇九番二先から山梨県西八代郡市川三郷町大塚字上河原三〇八番五先まで
九十三 市川三郷町道一、四〇五号	山梨県西八代郡市川三郷町大塚字上河原三〇八番五先から山梨県西八代郡市川三郷町大塚字下河原八〇二番六先まで

第十条第二号中「スノータイヤその他の防滑タイヤを取付ける等」を「スノータイヤ

を取り付けるなど」に改め、「この場合、道路状況に応じてタイヤチェーン又はスノータイヤその他の防滑タイヤを全駆動輪に用いること。」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則の適用については、なお従前の例による。

山梨県公安委員会告示第三十五号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和三年三月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第一中

四七	南巨摩郡増穂町青柳町一、〇三七番地の一先（国道五二号と町道青柳横通り線との丁字路交差点）	富士川大橋西	平成一四年八月一日 告示第四一號
四七	南巨摩郡富士川町青柳町一、一四六番地先（国道五二号と町道と農道との十字路交差点）	富士川大橋西	令和三年三月二十九日 告示第三五號
一八四	笛吹市春日居町国府四三六番地先（市道同士の十字路交差点）	春日居リハビリテーション病院前	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六號

一八四 削除

令和三年三月二十九日  
告示第三五號

に改める。

別表第三の四三の項を次のように改める。

四三	荒川サ イクル ド	甲府市音羽町一番先（音羽橋）から甲府市西下条町一、三四六番地一先（自転車道休憩施設）まで	大型自動車、 自 動 車 、 河 川 管 理 道 路 用 車 、 除 く。	終日	甲府 南 府 甲	令和三年三月二十九日 告示第三五號
----	-----------------	--	--	----	-------------------	----------------------

別表第三の五六八の項を次のように改める。

五六八	市道	北杜市白州町台ヶ原二、三二五番地七先（花水橋南詰）から北杜市白州町白須一九一番地先（市道同士の丁字路交差点）まで	大型自動車、 自 動 車 、 特 殊 自 動 車 、 除 く。	終日	北杜	令和三年三月二十九日 告示第三五號
-----	----	--	---	----	----	----------------------

別表第三の七三二の項の次に次のように加える。

七三二	市道	甲府市大里町二、五九〇番地一先（城南通学橋西詰）から甲府市中町四六九番地一先（城南通学橋東詰）まで	大型自動車、 自 動 車 、 河 川 管 理 道 路 用 車 、 除 く。	終日	南 府 甲	令和三年三月二十九日 告示第三五號
-----	----	---	--	----	-------------	----------------------

別表第四の六二二の項の次に次のように加える。

六二二	市道	甲府市和戸町三一七番地先（市道同士の丁字路交差点）から甲府市和戸町一、三〇〇番地先（甲運二小入口交差点）まで（三〇メートル）	大型自動車、 自 動 車 、 河 川 管 理 道 路 用 車 、 除 く。	七時から八時、 三時から八時、 曜 日 を 除 く。	甲府	令和三年三月二十九日 告示第三五號
-----	----	--	--	--	----	----------------------

除く。）

別表第十の七四六の項を次のように改める。

七四六	国道一 四一号	北杜市高根町長澤四六五番地先	三	北杜	令和三年三月二 九日 告示第三五号
-----	------------	----------------	---	----	-------------------------

別表第十の一、三三九の項を次のように改める。

一、三三九	国道二 〇号	大月市猿橋町殿上一六一番地先	一	大月	令和三年三月二 九日 告示第三五号
-------	-----------	----------------	---	----	-------------------------

別表第十の二、六二七の項を次のように改める。

二、六二七	県道 南ア ルプス 中央線	南アルプス市十日市場八九七番地一先	二	南ア スルブ	令和三年三月二 九日 告示第三五号
-------	------------------------	-------------------	---	-----------	-------------------------

別表第十の三、五六九の項を次のように改める。

三、五六九	村道	南都留郡忍野村忍草三、五八〇番地先	一	富士 吉田	令和三年三月二 九日 告示第三五号
-------	----	-------------------	---	----------	-------------------------

別表第十六の六、七六六の項を次のように改める。

六、七六六	市道	甲府市下鍛冶屋町二五九番地一先(蛭沢川内久根橋東詰・東進車両)	一	南甲府	令和三年三月二 九日 告示第三五号
-------	----	---------------------------------	---	-----	-------------------------

別表第十六の六、八九三の項を次のように改める。

六、八九三	市道	甲府市下鍛冶屋町二五九番地一先(蛭沢川内久根橋東詰・西進車両)	一	南甲府	令和三年三月二 九日 告示第三五号
-------	----	---------------------------------	---	-----	-------------------------

別表第十六の一、〇五九の項に次のように加える。

一、〇五九	町道	南巨摩郡富士川町長澤八三八番地先(町道同士の十字路交差点・南進車両)	一	鰍沢	令和三年三月二 九日 告示第三五号
-------	----	------------------------------------	---	----	-------------------------

一一、〇六一	町道	南巨摩郡富士川町長澤九一五番地一先(町道同士の十字路交差点・北進車両)	三	鰍沢	令和三年三月二 九日 告示第三五号
一一、〇六二	市道	笛吹市春日居町国府四三六番地先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	三	笛吹	令和三年三月二 九日 告示第三五号
一一、〇六三	市道	笛吹市春日居町国府四三六番地先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	三	笛吹	令和三年三月二 九日 告示第三五号

別表第十七の六一一の項を次のように改める。

六一一	中央病 院取付 道路	甲府市富士見一丁目一丁目(県立中央病院旧正門前交差点から甲府市富士見一丁目一丁目(県立中央病院西角交差点)までの両側)	二八〇	車両	終日	甲府	令和三年三月二 九日 告示第三五号
-----	------------------	---	-----	----	----	----	-------------------------

別表第十九の二二四の項に次のように加える。

二二五	市道	甲府市朝日三丁目八番四一先(朝日三交差点から甲府市宝一丁目五番一四号先(横沢通り南交差点)までの両側(三二〇メートル)	一	甲府	令和三年三月二 九日 告示第三五号
-----	----	---	---	----	-------------------------

### その他

#### 山梨県内水面漁場管理委員会告示第一号

山梨県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎 淳一

山梨県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する告示

山梨県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程（平成十八年一月十二日）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁業法（」の下に「昭和二十四年法律第二百六十七号。」を加え、「第十九条、第二十二條、第三十四條第二項、第三十七條第一項、第三十八條第一項並びに第三十九條第一項、第二項及び第十二項（第三十六條第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十八條第三項」を「第八十六條第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）」、第八十九條第一項、第九十二條第一項及び第二項並びに第九十三條第一項（これらの規定を法第八十八條第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」、第六百六十九條第二項並びに第七百七十七條第十四項において準用する同条第六項」に改め、「漁業法施行令」の下に「（昭和二十五年政令第三十号。以下「令」という。）」を加える。

第二条中「（法第十条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第十五条において同じ。）」を削る。

第四条の見出し中「、案件」を「及び案件」に改め、同条第一項中「次の各号」を「令第九条第一項において準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項第一号から第三号まで」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「による」を「のいずれか、又は両方とする」に改める。

第五条中「代理人を選任」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第十六條第一項の規定により代理人を選任」に改め、「届出」を「届け出」に改める。

第六条を削る。

第七条第三項中「参加人」の下に「（意見の聴取の期日を変更したときまでに令第九条第一項において準用する行政手続法第十七條第一項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）」を加え、同条を第六條とする。

第八条中第一項から第四項までを削り、第五項を第一項とし、第六項を第二項とし、同条を第七條とする。

第九条中「第六條第一項の参加人の参加」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第十七條第一項の規定による」に、「証明」を「疎明」に改め、同条を第八條とする。

第十条第一項中「第三十四條第七項（第三十六條第三項、第三十七條第四項、第三十八條第五項並びに第三十九條第四項及び第十三項において準用する場合を含む。）」を「第八十九條第六項（第八十六條第四項、第八十八條第四項、第九十二條第三項、第九十三條第三項及び第六百六十九條第三項並びに第七百七十七條第十四項において読み替えて準用する同条第七項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「、第十二條第三項及び第十三條第二項」を削り、「意見」を「、意見」に改め、同条第三項た

だし書を削り、同条を第九條とする。

第十一条第一項中「第七條第三項」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第二十條第三項」に改め、同条を第十條とする。

第十二條を削る。

第十三條の見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条中「前條第一項の弁明書」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第二十一條第一項に規定する陳述書」に、「弁明書」を「陳述書」に改め、同条を第十一條とする。

第十四條を削る。

第十五條第一項中「前條第一項の」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四條第一項に規定する」に改め、同項第五号中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条第三項中「前條第三項の」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四條第三項に規定する」に改め、同項第一号中「当事者等」を「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人」に改め、同条を第十二條とする。

第十六條第一項中「第十四條第四項の」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四條第四項の規定による」に改め、「請求者」を「当事者又は参加人」に改め、同条を第十三條とする。

第十七條を削る。

第十八條中「かんがみ」を「鑑み」に、「前條第二項本文及び第三項」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項」に改め、同条を第十四條とする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### ● 山梨県住宅供給公社公告第一号

山梨県住宅供給公社が所有する山宮南第二団地建物等の取壊しに伴い、一般競争入札に付すので、山梨県住宅供給公社定款第五条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年三月二十九日

山梨県住宅供給公社理事長 大 儀 健 一

- 一 工事名 山宮南第二団地解体工事
- 二 工事場所 山梨県甲府市山宮町九七五番地他
- 三 入札日時 令和三年四月十四日
- 四 入札場所 山梨県住宅供給公社五階会議室
- 五 問合せ先 山梨県甲府市丸の内二丁目十四の十三 ダイタビル一階 山梨県住宅供



給公社 電話〇五五―二三七―一六四七  
六 その他 参加資格、要件等の詳細は、入札説明書、公社ホームページによる。

● 県営住宅等の管理の代行について

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、山梨県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

令和三年三月二十九日

山梨県住宅供給公社理事長 大 儀 健 一

一 管理を行う者 山梨県住宅供給公社

二 管理を行う県営住宅等 山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）別表第一に掲げる県営住宅及びその共同施設

三 管理の内容

1 法第三章の規定による県営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 管理を行う期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番